

## 第1回 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会 議事次第

日時：平成30年4月9日（月） 14：00～15：00  
場所：中央合同庁舎3号館11階海上保安庁会議室

議題：

1. 検討会における議論のテーマ
2. 船舶料理士資格の現状
3. 船舶料理士資格の効率的な取得方法に関する検討課題
4. 第二回までのヒアリング及びアンケート調査の実施
5. 今後のスケジュール（第2回予定）

配布資料

委員名簿・配席図

資料1 「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」

資料1別紙 船舶料理士に関するヒアリング・アンケート  
調査（案）

資料2 今後のスケジュール

参考資料① 現行の船舶料理士資格 取得要件の対比表

参考資料② 船舶料理士の法的根拠等

参照条文①～④

船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

1. 学識経験者等

(座長) 神田 一郎 船員災害防止協会専務理事  
鈴木 博 オフィススズキ トウキョウ 代表  
多田 恭祐 (独) 海技教育機構航海訓練部船員課長  
松田 賢栄 (独) 海技教育機構学校教育部教務課  
調理教育室主幹

2. 労使委員

岩瀬 恵一郎 (一社) 日本旅客船協会労海務部長  
内藤 吉起 日本内航海運組合総連合会理事  
平岡 英彦 全日本海員組国内局長

(事務局) 船員政策課労働環境対策室

## 内航未来創造プラン関連記載

### ○内航未来創造プラン(平成29年6月)(抄)

#### Ⅲ. 今後取り組むべき具体的施策等

#### 3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

##### (2) 船員のための魅力ある職場づくり

##### iii) 船内供食の確保

##### ① 現状・課題

- ・職住が一体であり、陸上から隔離された海上労働における食生活は船内生活を送るために不可欠であり、また、船員が健康であることは安全に船内等作業を行う大前提である、また、船内で提供される食事は、船員にとって職場での大きな魅力でもある。
- ・一方、少人数乗組みの内航船舶においては、乗組員が船内作業の合間に自ら交替で食事を準備するといった状況があり、このような負担が離職の一因となっているものと考えられる。また、全国健康保険協会船員保険部の調査では、船員は、肥満や糖尿病が発症する危険がある境界型糖尿病の割合が陸上労働者に比較して高いとの結果が出ている。
- ・このため、船舶料理士資格受有者や船内で調理を行うことの出来る者を早期かつ幅広く確保・育成することで、船員の負担を軽減し、離職の防止を図るとともに、栄養バランスが確保された魅力ある食事の提供を行い、健康で安全な船員労働の実現と船員職業の魅力の向上を図る必要がある。

##### ② 取組の内容

- ・ 船舶料理士資格受有者や船内で調理を行う者の確保・育成のため、以下の取組を行う。

## 内航未来創造プラン関連記載

### a) 船舶料理士資格の効率的な取得(近海区域以遠を航行する船舶)

- ・近海区域以遠を航行区域とする船舶のうち1,000総トン以上のものについては、船舶料理士の資格を有する者の乗船が義務付けられており、船舶料理士の資格取得のためには、国家試験である船舶料理士試験に合格のうえ、一定期間乗船した実務経験が必要となっている。
- ・この現行の要件について、ILO海上労働条約に定められた条件を引き続き担保した上で、船舶料理士に必要な栄養や食品衛生管理等の知識とともに各種料理の実技能力を維持確保しつつ、より早期に資格取得を可能とする方法について検討を行う。

### b) 船内で調理を行うことができる者への教育及び人材確保(沿海区域を航行する船舶)

- ・沿海区域を航行する船舶等については、船内で調理を行う者が船内における調理に関する基礎的な知識を有していることが必要である。
- ・このため、海技教育機構等における調理実習を受講した者や、船員災害防止協会作成の船内食事に関するテキストを用いた社内教育の修了者等に加え、船内で専従的に調理に従事できる人材を確保・育成できるよう、次の取組を行う。
  - 調理師学校への海上就職案内の強化やジョブカフェの全国展開
  - 海技教育機構清水校における司厨科施設の積極的活用
  - 調理師資格を取得できる水産高校調理課程卒業者に対する海技教育機構練習船における船内調理実習の実施 等

## 内航未来創造プラン関連記載

### ③ 取組の進め方

#### a) 船舶料理士資格の効率的な取得(近海区域以遠を航行する船舶)

- ・資格に必要な技能を維持しつつ、早期に資格取得が可能な方法を検討するため、平成29年度中に関係者による検討会を開催し、必要な船内調理業務経験や教育内容のあり方について議論を進める。

#### b) 船内で調理を行うことができる者への教育及び人材確保(沿海区域を航行する船舶)

- ・平成29年度から、上記②b)に記載する取組を進める。

### ④ 期待される効果

- ・船舶料理士や専従の調理者を確保・育成し、船員の負担を軽減することで、労働時間の短縮が期待される。また、船内で提供される食事の栄養バランスの改善による生活習慣病の発生を予防することで、船員の疾病発生率について、第10次船員災害防止基本計画(平成25年度～29年度)に定める10%の減少に寄与する。

## 船員災害防止計画の記載

### 1. 第11次船員災害防止基本計画(抄)

#### Ⅲ 船員災害防止のための対策

#### 2. 主要な対策の推進

##### (5) 生活習慣病等の疾病予防対策

(略)船舶所有者は、船員の健康状態を把握し、健康相談、健康指導、運動指導等の予防対策を推進するほか、船内供食による疾病予防を図り、船員も栄養管理や適切な運動等の自身の健康管理に留意する。

### 2. 平成30年度船員災害防止実施計画(抄)

#### Ⅲ 船員災害防止のための主要な対策

#### 〔2〕重点を置くべき災害に対応した取組

##### 5. 生活習慣病等の疾病防止対策

##### (1)生活習慣病の予防対策

調理師資格受有者等調理業務専従者を確保する等船内供食による疾病予防を図る。

## 本検討会における議論のテーマ(案)

- ①内航未来創造プランに基づき、船舶料理士資格の効率的な取得方法について先行して議論を進める。
- ②上記①の議論の方向性について中間とりまとめを行う。
- ③上記②に引き続き、船舶料理士の非配乗義務船舶において船内調理を行うことができる者への教育及び人材確保のあり方について検討を進める。

## 船舶料理士資格の現状

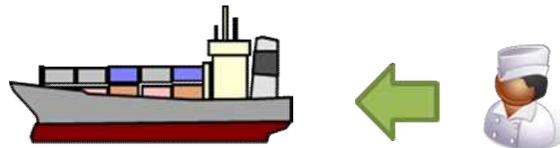
○船舶料理士資格について（船員法第80条及び「船内における食料の支給を行う者に関する省令」）

### 配乗要件

- ・遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶又は第3種の従業制限を有する漁船であって、総トン数1,000トン以上のもののうち、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの

### 資格取得要件

1. 20歳以上であること
2. 下記のいずれかに該当する者
  - (1) 1年以上の船内調理業務経験 + 登録国家試験（学科7科目及び実技3科目）の合格
  - (2) （独）海員学校の司ちゅう・事務科の卒業者 + 3月以上の船内調理業務経験
  - (3) 調理師、栄養士等 + 3月以上の船内調理業務経験



※（2）及び（3）の者については、

- ・船長の監督の下に行う船内における労働に関する事項  
及び

・船舶料理士資格証明書を有する者の監督の下に行う船内における調理に関する事項  
の両方について、それぞれ1月以上の教育を受けることにより資格取得が可能

## 船舶料理士資格の現状

○要件別資格取得者数（平成26～平成28年度 合計470人）※日本人のみ

(1) 1年以上の船内調理業務経験 + 船舶料理士登録試験の合格者	
	平成26年度 11名
	平成27年度 14名
	平成28年度 6名
(2) (独)海員学校の司ちゅう・事務科の卒業者	
→	3月以上の船内調理業務経験
	平成26年度 0名
	平成27年度 1名
	平成28年度 1名
→	1月以上の船内調理業務経験
	平成26年度 0名
	平成27年度 0名
	平成28年度 0名
(3) 調理師又は栄養士免許の取得者	
→	3月以上の船内調理業務経験
	平成26年度 93名
	平成27年度 101名
	平成28年度 91名
→	1月以上の船内調理業務経験
	平成26年度 11名
	平成27年度 18名
	平成28年度 16名

## 船舶料理士資格の効率的な取得方法に関する検討課題

- 船舶料理士の確保に問題はあるか
- 船舶料理士国家試験受験に必要な船内調理業務経験の確保に課題はあるか
- 司厨員の確保に問題はあるか
- 誰を司厨員として確保すべきか
- 船舶料理士や司厨員以外の船員が船内供食を行う場合の負担はどの程度か
- 司厨員を円滑に確保するためには、どのような取組やアピールが必要か



## 船舶料理士資格の効率的な取得方法の検討のためのヒアリング及びアンケート調査の実施

上記検討課題の議論を進めるため、船舶料理士資格者の資格取得方法、船内調理業務経験の期間への評価等についてヒアリング及びアンケート調査(別紙案)を行い、検討会における議論に資することとする。

あわせて、船舶料理士の配乗義務がない船舶における船内供食の実態等についても同アンケート調査により調査を行うこととする。

## 船舶料理士及び司厨員に関するヒアリング・アンケート調査(案)

このアンケートは、船員の皆様の健康確保とともに、職場の大きな魅力である船内の食事を提供する船舶料理士及び司厨員を円滑に確保するため、どのような取組が必要・可能か、検討するための実態調査として行わせていただくものです。

そのため、船舶料理士又は司厨員を配乗させている方、船舶料理士又は司厨員ともに乗船させず船内供食を実施されている方すべてにお伺いいたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、どうぞ御協力につきよろしく  
お願い申し上げます。

1. 御社が運航する船舶のうち1隻を選択し記載をお願いします。

注: 船舶料理士の配乗義務船がある場合は、その船について記載をお願いします。

調査番号(記載不要です)	
船名	
船種	
航行区域	
総トン数	
乗組員数	
乗組員のうち、船舶料理士 又は司厨員が乗船している 場合はその人数	

2. 上記1. の船舶に船舶料理士又は司厨員が乗り組んでいる場合、その資格等について  
該当するものに「○」を記載して下さい  
(複数に該当する場合は、該当する欄に「○」を記載して下さい)

(1) 船舶料理士資格受有者(配乗義務船舶)


(2) 船舶料理士資格受有者(配乗義務のない船舶)

(2)に「○」を記載された方は、船舶料理士を配乗させている理由について  
記載をお願いします。  
<理由>例: 船内で安定的に供食を行うには、船舶料理士資格受有者が  
適当であるため 等

- (3) 陸上の調理師資格受有者
- (4) 栄養士資格受有者
- (5) 海員学校司ちゅう・事務科卒業者
- (6) 社外での調理実習や講習を修了した者
- (7) 船員災害防止協会作成のテキストを利用した社内の教育を修了した者
- (8) その他(具体的に記載して下さい)


--

3. 上記2. で(1)の「船舶料理士」に「○」を記載された方に伺います。  
船舶料理士の確保に関する問題の有無について該当するものに「○」を記載して下さい。

- (1) 当面確保できている。
- (2) 確保には非常に厳しい状況にあるが、何とか確保できている。
- (3) 確保しようとしたができなかった場合がある(配乗義務船以外の場合)


4. 船舶料理士資格を取得する方法についてご意見を伺います。

(1) 船舶料理士国家試験について

- ① 試験受験に必要な1年間の船内調理業務経験の確保に課題がありますか？  
該当するものに「○」を記載するとともに、理由をご記載下さい。

※平成14年「船舶料理士資格制度に関する検討委員会」報告書では、「日本料理を含む調理、食料の調達、在庫管理、貯蔵等を主たる業務として行っており、かつ、司厨部全体を指揮監督する資質の涵養を図る必要もあることから、(中略)最低12ヶ月という期間は必要」として、それまでの3年から1年に短縮されています。

ア) 1年間の経験について確保できている。

イ) 1年間の経験について確保が困難である。


(理由) (例)・乗組員数について、最少の定員で対応しており、調理経験を取得させるために乗船させる余裕がない。 ・乗船期間が短くなっており、1年間の調理業務経験の確保が困難になっている。
---

- ② 上記①のほか、試験科目の内容等を含め、船舶料理士国家試験全般にご意見がありましたらご記載下さい。

--

(2) 認定による船舶料理士資格の取得方法について

陸上の調理師や栄養士資格を受有する者について必要な3月の船内調理

① 業務経験の確保に課題がありますか？

該当するものに「○」を記載するとともに、理由をご記載下さい。

※平成23年8月に、一般的な内航船における乗船期間が約3ヶ月であるとの状況に基づき、陸上の調理師等に必要な船内調理業務経験の期間については、それまでの6月から3月に短縮しています。

なお、陸上の調理師資格の取得には、2年以上の調理の業務に従事し、調理師試験に合格することが必要となっています。

ア) 3月間の経験について確保できている。

--

イ) 3月間の経験について確保が困難である。

--

(理由)

- 例・乗組員数について、最少の定員で対応しており、調理経験を取得させるために乗船させる余裕がない。
- ・乗船期間が短くなっており、3月間の調理業務経験の確保が困難になっている。

② 上記①のほか、認定による船舶料理士資格の取得要件についてご意見がありましたらご記載下さい。

--

5. 上記2. で船舶料理士以外の司厨員として(3)から(8)のいずれかに「○」を記載された方に伺います。司厨員の確保に関する問題の有無について該当するものに「○」を記載して下さい。

(1) 当面確保できている。

(2) 確保には非常に厳しい状況にあるが、何とか確保できている。

(3) 確保できなかった場合がある。

(4) 確保できない場合が多い。


6. 船舶料理士又は船舶料理士以外の司厨員を乗船させている方にお伺いします。船舶料理士又は司厨員の採用ルートについて該当するものに「○」を付けて下さい(複数選択可)。

(1) 直接採用

ア) 自社HP等で募集して採用

イ) 「船員求人情報ネット」(船員雇用促進センター(SECOJ))を活用して採用


- (2) 船員職業安定窓口の利用による採用
- (3) 縁故による採用
- (4) その他(具体的に記載して下さい。)


--

7. 船舶料理士又は船舶料理士以外の司厨員を乗船させている方にお伺いします。  
御社における船舶料理士又は司厨員の年齢は何歳ですか？  
該当するものに「○」を記載して下さい。

- (1) 20歳未満
- (2) 20歳～24歳
- (3) 25歳～29歳
- (4) 30歳～34歳
- (5) 35歳～39歳
- (6) 40歳～44歳
- (7) 45歳～49歳
- (8) 50歳～54歳
- (9) 55歳～59歳
- (10) 60歳～64歳
- (11) 65歳～69歳
- (12) 70歳～74歳
- (13) 75歳～79歳
- (14) 80歳～


8. 船舶料理士又は船舶料理士以外の司厨員を乗船させている方にお伺いします。  
御社における船舶料理士又は司厨員の勤続年数は何年ですか？  
該当するものに「○」を記載して下さい。

- (1) 1年未満
- (2) 1年～3年以内
- (3) 3年～5年以内
- (4) 5年以上


9. 船舶料理士又は船舶料理士以外の司厨員を乗船させている方にお伺いします。  
料理士又は司厨員の御社採用前の職種について該当するものに「○」を記載して下さい。

- (1) 学校や病院等の給食施設
- (2) 会社や工場の給食施設
- (3) 一般の食堂等
- (4) 特に供食関連の職種には従事していなかった。
- (5) 他社運航船で料理士又は司厨員として従事していた。
- (6) その他(具体的に記載して下さい)


--

10. 船舶料理士又は船舶料理士以外の司厨員を乗船させている方にお伺いします。  
既に退職された料理士又は司厨員がおられた場合、退職後の職種について  
該当するものに「○」を記載して下さい。  
(把握されていない場合や回答に支障ある場合は記入不要です)

- (1) 学校や病院等の給食施設
- (2) 会社や工場の給食施設
- (3) 一般の食堂等
- (4) 自営のレストラン等
- (5) 供食関連の職種以外の職業
- (6) 他社運航船で料理士又は司厨員として従事
- (7) その他(具体的に記載して下さい)


--

11. 船舶料理士や司厨員以外の船員が船内供食を行っている場合の船内供食  
の方法について該当するものに○を付けて下さい(複数選択可)。

- (1) 船員が各自自らの食事のみ調理
- (2) 特定の船員が、他の船員の分まで調理
- (3) 船員が持ちまわりで調理
- (4) その他(具体的に記載して下さい。)


--

12. 上記11. において特定の船員が他の船員のみで調理を行っている場合、その船員の職名及び調理時間数について記入して下さい。

職名( )  
調理時間数(1日あたり約 )分)

13. 船舶料理士や司厨員を円滑に確保していくためには、どのような取組が必要とお考えですか？該当するものに「○」を付けて下さい  
(複数選択可)。

(1) 採用ルートについて

- ① 調理師学校への海上就職案内の強化
- ② 船員雇用促進センター(SECOJ)運営の「船員求人情報ネット」での司厨部求人情報の掲載
- ③ ハローワークや都道府県が運営するジョブカフェとの連携の強化
- ④ 海技教育機構清水校の司厨科施設の積極的活用
- ⑤ 海技教育機構の練習船における水産高校食品科等の生徒に対する研修の実施
- ⑥ その他(具体的に記載して下さい)


--

(2) 司厨部の労働条件等について

- ① 給与面の改善
- ② 労働環境(司厨部の設備、居住設備等)の改善
- ③ 労働時間・業務負荷の軽減
- ④ 船内の良好な人間関係の構築
- ⑤ 供食業務の効率化・簡素化
- ⑥ レシピ等の普及による供食メニューの多様化
- ⑦ 乗組員の健康に配慮できる供食の実施
- ⑧ 適性を判断するためのインターンシップの実施
- ⑨ その他(具体的に記載して下さい)


--

14. その他お気づきの点がありましたら記載をお願いします。

--

ご協力ありがとうございました。

船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会  
今後のスケジュール（案）

第 2 回検討会（30 年 7 月頃（予定））

- （1）第 1 回で出された意見や質問への回答
- （2）ヒアリング・アンケート調査結果の報告
- （3）船舶料理士資格の効率的な取得のための制度改正の  
方向性と論点

第 3 回検討会（30 年 9 月頃（予定））

- （1）船舶料理士資格の効率的な取得について  
（中間とりまとめ）
- （2）今後のスケジュール

現行の船舶料理士資格 取得要件の対比表

	(A)船舶料理士 試験受験者	(B)調理師免許取得者	(C)栄養士免許取得者
年間取得者数	10人 (H26～H28平均)	37,990人(H26) うち試験合格者21,482人	19,090人(H26) ※全員が養成施設卒業者
学科	<学科試験科目> ①食文化概論 ②衛生法規 ③公衆衛生学 ④栄養学 ⑤食品学 ⑥食品衛生学 ⑦調理理論	<調理師試験科目> ①食文化概論 ②衛生法規 ③公衆衛生学 ④栄養学 ⑤食品学 ⑥食品衛生学 ⑦調理理論	厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において 二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者 に対して、都道府県知事が与える。
実技	<実技試験科目> ①日本料理 ②西洋料理 ③中華料理	<実技試験なし>	
船内 調理業務 経験	1年以上	1. 調理師免許受験要件 一般食堂等の飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい 販売業における2年以上の業務への従事  2. 船舶料理士資格取得要件 (1)3月以上 (2)船長の監督下での船内労働に関する教育及び船舶 料理士の監督下での次の船内調理に関する教育を受け る場合は1月以上 ①食品の積込 ②保存方法 ③献立 ④健康維持を考慮した食事の提供 ⑤調理及び貯蔵上の衛生管理 ⑥水の衛生措置	2. 船舶料理士資格取得要件 (1)3月以上 (2)船長の監督下での船内労働に関する教育及び船舶 料理士の監督下での次の船内調理に関する教育を受け る場合は1月以上 ①食品の積込 ②保存方法 ③献立 ④健康維持を考慮した食事の提供 ⑤調理及び貯蔵上の衛生管理 ⑥水の衛生措置

## 【船舶料理士の法的根拠】

- ◆ ILO第69号条約「船舶料理士の資格証明に関する条約」批准（S50年）
- ◆ 運輸省令「船内における食料の支給を行う者に関する省令」施行（S50年）
- ◆ 第69号条約を統合した海上労働条約（MLC2006）を批准（H25年）
- ◆ MLC第3.2規則「食料及び料理の提供」パラグラフ3に船舶料理士に関する規定を設置

「調理について責任を負う船舶料理士として雇用される船員は、船舶におけるその職務上の地位のための訓練を受け、及び資格を有していなければならない。」

※船舶料理士は、海上労働条約において、10人以上が乗り組む船舶に配乗が義務づけられており、わが国では、官労使による条約批准のための勉強会において、当該船舶は近海・遠洋区域を航行する総トン数1,000トン以上の船舶と整理されている。

## 【船舶料理士資格制度の変遷】

- ◆ S50年 制度開始 海員学校司厨・事務科卒業生等が資格取得開始
- ◆ S51年 船舶料理士試験開始
- ◆ H15年 取得に必要な調理従事履歴を3年から1年に緩和

（背景：「船舶料理士資格制度に関する検討委員会」報告書）

・調理、食料の調達、在庫管理、貯蔵等の業務及び司厨部全体を指揮管理する資質の涵養のためには最低12ヶ月が必要との検討結果

- ◆ H17年度末 船舶料理士養成課程（清水）が終了。以降、船舶料理士養成課程は現存せず
- ◆ H23年8月 司厨・事務科卒業生、栄養士等が船舶料理士になるための履歴を6月から3月に緩和（船舶料理士配乗船にて乗船教育を行う場合には1月に緩和）

（背景：「内航海運代替建造対策委員会」資料）

・船内環境経験の習熟には、一般的な内航船における乗船期間が3月が必要。

## 【海上労働条約】（抄）

### 第3.2規則 食料及び供食

1・2（略）

3 調理について責任を有する船舶料理士として雇用される船員は、船内におけるその職務上の地位のために訓練を受けており、及び資格を有していなければならない。

### 第3.2基準（規範A） 食料及び供食

1（略）

2 (a)・(b)（略）

(c) 供食部の人員は、その職務上の地位のために適切に訓練され、又は指導されること。

3 船舶所有者は、船舶料理士として従事する船員が関係加盟国の法令に定める要件に従いその職務上の地位のために訓練され、資格を有し、及び有能であると認められることを確保する。

4 3に定める要件には、権限のある機関が承認し、又は認める訓練課程の修了を含む。当該訓練課程には、実際の料理方法、食料及び個人の衛生、食料の貯蔵、在庫の調整、環境保護並びに供食による健康及び安全を含む。

5 10人未満の定められた船員の配乗で運航する船舶に対しては、乗組員の数又は航海の態様により、権限のある機関は、十分な資格を有する料理士が乗り組むことを要求しないことができる。ただし、当該船舶の調理室において調理するすべての者については、食料及び個人の衛生並びに食料の取扱い及び貯蔵を含む分野において訓練され、又は指導されるものとする。

## 【船員法】（抄）

（食料の支給）

第80条 船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。

2～3 （略）

4 船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、第1項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を選び組ませなければならない。

## 【船内における食料の支給を行う者に関する省令】（抄）

（船内における食料の支給を行う者の乗組み）

第1条 船員法（以下「法」という。）第80条第4項の国土交通省令で定める船舶は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の国土交通省令で定める基準は、同欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

1 （略） イ～ロ （略）	イ～ロ （略）
2 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶又は第3種の従業制限を有する漁船であつて、総トン数1,000トン以上のもののうち、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの	イ～ロ （略） ハ 船舶料理士資格証明書を受有していること（船内における調理に関する業務を管理する地位に就く場合に限る。）。

## < 参照条文③ >

### 【船内における食料の支給を行う者に関する省令】（抄）（続き）

（船舶料理士の資格）

第2条 船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- 1 20歳以上であること。
- 2 船舶に乗り組んで1年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、3月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。
- 3 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 船舶料理士試験（以下「試験」という。）であつて第7条及び第8条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録試験」という。）に合格した者
  - ロ 独立行政法人海員学校の司ちゅう・事務科を卒業した者
  - ハ 調理師、栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 2 前項第3号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第2号の規定は、適用しない。

## 【船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準】（抄）

船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第2項の国土交通大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者の監督の下に行う教育を、船内において1月以上受けた者であることとする。

- 1 船内における労働に関する事項 船長
- 2 船内における調理に関する事項であって次に掲げるもの 船舶料理士資格証明書を有する者
  - イ 平成九年運輸省告示第61号(船員法第80条第3項の食料表)による食品の類別及び数量並びに食品の品質及び貯蔵期間を考慮した食料の積み込みに関する事項
  - ロ 船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)第37条第1項に規定する食料の保存方法に関する事項
  - ハ 航海の期間並びに食品の貯蔵期間及び数量を考慮した献立に関する事項
  - ニ 船員の健康維持を考慮した食事の提供に関する事項
  - ホ 船員労働安全衛生規則第36条及び第37条に規定する衛生上必要な措置に関する事項
  - ヘ 調理又は飲用に供する水についての衛生上必要な措置に関する事項